

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 2 4 日	
(あて先) 堺市長	
提出者 住 所 大阪市中央区北久宝寺町 3 - 6 - 1	
氏 名 株式会社鴻池組大阪本店 取締役専務執行役員本店長 梅本 真	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0 6 - 6 2 4 5 - 6 3 1 9	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社鴻池組 大阪本店 堺市 管轄内事業場
事業場の所在地	堺市 管轄区域内
計画期間	2 0 2 4 年 4 月 1 日 ~ 2 0 2 5 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	0 6 (総合建設業)
②事業の規模	274, 653百万円(令和5年度完成工事)
③従業員数	1, 932名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・ 工事事務所毎に、産業廃棄物処理委託契約書を収集運搬業者、産業廃棄物処理 (中間・最終) 業者と各々締結する。 ・ 分別を行った産業廃棄物の種類毎にmanifestを発行し、処理を委託する。(原則的には電子manifest) ・ 委託した産業廃棄物は、中間処理施設を経てリサイクル又は最終埋立処分が行なわれる。 ・ 中間処理施設と最終処分場との委託契約及びmanifestの発票は、中間処理業者が行っている。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	① 建設汚泥	② 廃プラスチック類
	排出量	6196.4 t	14.71 t
	（これまでに実施した取組） ・産業廃棄物の分別排出に努める。 ・省梱包、無梱包及び再利用可能な梱包材使用を要請する。 ・現地での加工を減らし工場で加工させ、端材の発生を抑制する。 ・木製型枠の代わりにメタル型枠を使用するなど工法を検討し、廃棄物が極力発生しない工法の採用を発注者に提案する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	① 建設汚泥	② 廃プラスチック類
	排出量	7000 t	10 t
	（今後実施する予定の取組） ・上記現状の取り組みを更に幅広く導入推進・強化する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・有用物、一般廃棄物との分別 ・廃プラスチック類の硬性・軟性の分別 ・混合廃棄物排出0に向け、品目ごとの分別徹底を推進		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・上記現状の取り組みを更に幅広く導入推進・強化する。		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③ 木くず	④ 繊維くず	⑤ ガラスくず	⑥ 廃石膏ボード
974.6 t	1091 t	7.5 t	7.2 t

②計画

③ 木くず	④ 繊維くず	⑤ ガラスくず	⑥ 廃石膏ボード
400 t	3 t	5 t	5 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

⑦ コンクリート破片	⑧ アスコン破片	⑨ がれき類	⑩ 安定型建設系混合廃棄物
1136.6 t	58.16 t	797.98 t	3.38 t

②計画

⑦ コンクリート破片	⑧ アスコン破片	⑨ がれき類	⑩ 安定型建設系混合廃棄物
1200 t	60 t	800 t	1 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

⑪ 管理型建設系混合廃棄物	⑫ 石綿含有がれき類
126.23 t	58.46 t

②計画

⑪ 管理型建設系混合廃棄物	⑫ 石綿含有がれき類
10 t	60 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	① 建設汚泥	② 廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	① 建設汚泥	② 廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実績なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	① 建設汚泥	② 廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実績なし		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

③ 木くず	④ 繊維くず	⑤ ガラスくず	⑥ 廃石膏ボード
t	t	t	t

②計画

③ 木くず	④ 繊維くず	⑤ ガラスくず	⑥ 廃石膏ボード
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

③ 木くず	④ 繊維くず	⑤ ガラスくず	⑥ 廃石膏ボード
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

⑦ コンクリート破片	⑧ アスコン破片	⑨ がれき類	⑩ 安定型建設系混合廃棄物
t	t	t	t

②計画

⑦ コンクリート破片	⑧ アスコン破片	⑨ がれき類	⑩ 安定型建設系混合廃棄物
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

⑦ コンクリート破片	⑧ アスコン破片	⑨ がれき類	⑩ 安定型建設系混合廃棄物
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

⑪ 管理型建設系混合廃棄物	⑫ 石綿含有がれき類
t	t

②計画

⑪ 管理型建設系混合廃棄物	⑫ 石綿含有がれき類
t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

⑪ 管理型建設系混合廃棄物	⑫ 石綿含有がれき類
t	t
t	t

②計画

t	t
t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	① 建設汚泥	② 廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実績なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	① 建設汚泥	② 廃プラスチック類
	全処理委託量	6196.4 t	14.71 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	5085.4 t	10.33 t
	再生利用業者への 処理委託量	6139.44 t	12.68 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・優良認定処理業者採用のための購買調査を行う。 ・優良認定処理業者以外の処理業者の処分施設を定期的に 現地視察する。 ・処理業者（混合廃棄物処理業者）の最終処分率を定期的に 調査する。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

③ 木くず	④ 繊維くず	⑤ ガラスくず	⑥ 廃石膏ボード
t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

③ 木くず	④ 繊維くず	⑤ ガラスくず	⑥ 廃石膏ボード
974.6 t	1091 t	7.5 t	7.2 t
413.6 t	0 t	7.5 t	7.2 t
964.63 t	1094 t	0 t	6.99 t
t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

⑦ コンクリート破片	⑧ アスコン破片	⑨ がれき類	⑩ 安定型建設系混合廃棄物
t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

⑦ コンクリート破片	⑧ アスコン破片	⑨ がれき類	⑩ 安定型建設系混合廃棄物
1136.6 t	58.16 t	797.98 t	3.38 t
86.14 t	10.36 t	227.18 t	0 t
1136.6 t	57.45 t	570.8 t	0.93 t
t	t	t	t
t	t	t	t

目ら行つ産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t

②計画

⑪ 管理型建設系混合廃棄物	⑫ 石綿含有がれき類
t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

⑪ 管理型建設系混合廃棄物	⑫ 石綿含有がれき類
126.23 t	58.46 t
118.82 t	22.94 t
84.13 t	0 t
t	t
t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	① 建設汚泥	② 廃プラスチック類
	全 処 理 委 託 量	7000 t	10 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	6300 t	9 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	7000 t	10 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う 業者への処理委託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・再資源化率の高い事業者、優良認定許可を受けた事業者の 優先選定を継続していく。		
※事務処理欄			

②計画

③ 木くず	④ 繊維くず	⑤ ガラスくず	⑥ 廃石膏ボード
400 t	3 t	5 t	5 t
360 t	3 t	5 t	5 t
380 t	1 t	2 t	5 t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

⑦ コンクリート破片	⑧ アスコン破片	⑨ がれき類	⑩ 安定型建設系混合廃棄物
1200 t	60 t	800 t	1 t
1080 t	50 t	800 t	1 t
1200 t	60 t	800 t	1 t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

⑪ 管理型建設系混合廃棄物	⑫ 石綿含有がれき類
100 t	60 t
80 t	50 t
50 t	0 t
t	t
t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。